

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務におけるにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活保護費の支給等を行う事務である。生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。生活保護制度は法定受託事務であり、川崎市長は市内の福祉事務所長に法律に定めるその職権の一部を委任し、福祉事務所長は管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 なお、外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 生活保護費の支給等を行う事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 - 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 決定された内容に基づいて保護金品を定められた時期に、定められた被保護者に対して交付すること。 - 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護の開始若しくは変更の申請を受理し、保護の要否、種類及び程度を決定し、申請者に対して書面をもって通知すること。 - 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者が急迫した状況にあるときに、速やかに、職権で保護の種類、程度及び方法を決定し保護を開始すること。また、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認められるときに、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知すること。 - 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 被保護者が保護を必要としなくなったときに、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知すること。 - 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために要保護者、被保護者であった者又はそれらの扶養義務者に関する事項について、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に報告を求めること。 - 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 被保護者の自立の助長を図るため、被保護者であって、安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたものに対して申請に基づき、保護の廃止の決定の際に就労自立給付金を支給すること。 - 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る)であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に進学準備給付金を支給すること。 - 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 被保護者の健康の保持及び増進を図るため、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨等を行うこと。 - 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において返還決定を行うこと。 - 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からその義務の範囲内において、支弁した保護費の全部又は一部をその者から徴収すること。また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして保護を受けさせた者、偽りその他不正の行為によって医療等の給付に要する費用の支払を受けた医療機関等、及び、偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときに、その費用の額の全部又は一部を徴収する他、状況によりその徴収する額に100分の40を乗じてえた額以下の金額を徴収すること。また、被保護者が保護金品若しくは就労自立給付金の交付を受ける前に、被保護者からその額の全部又は一部を徴収金の徴収に充てる旨の申し出があった場合に、保護金品若しくは就労自立給付金の支給を行う際に当該申出にかかる徴収金を徴収すること。

	11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) 12 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)
③システムの名称	生活保護システム、システム連携基盤、中間サーバー、生活保護等版レセプト管理クラウド、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、161の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活保護・自立支援室
②所属長の役職名	保護指導担当課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報又は住所を含む4情報による照会を原則とすること。

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☒ 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	(省略) 5 生活保護法第55条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (省略) 6～7 (省略) 8 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	(省略) 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために要保護者、被保護者であった者又はそれらの扶養義務者に関する事項について、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に報告を求めること。 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (省略) 7～8 (省略) 9 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】(省略)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条)、(省略)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条)、(省略)、50の項、(省略)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号)、(省略)、120の項	【情報照会】 (省略) 【情報提供】(省略)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、(省略)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条第1号)、(省略)、38の項、50の項、(省略)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条第3号)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第1号)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに同条第2項)、(省略)、119の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局生活保護・自立支援室担当部長 宮脇 護	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 岡本 みゆき	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報照会】)	番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】)	【情報提供】(省略)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号及び第3号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号及び第4号)、(省略)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)、30の項、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号)、(省略)、50の項、(省略)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに同条第2項)、(省略)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第3号及び第4号)、116の項、119の項	【情報提供】(省略)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号、第3号及び第4号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号及び第3号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号)、20の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第14条第3号)、21の項、(省略)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号)、(省略)、50の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4第1号)、53の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第27条第3号)、(省略)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、(省略)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第4号及び第5号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号及び第4号)、119の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 岡本 みゆき	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 遠藤俊明	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	(略) 1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 8 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項 9 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	(略) 1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実について7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 生活保護世帯の子どもが大学等への進学の支援を図ることを目的として被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る)であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に進学準備給付金を支給すること。 8 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 10 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号及び第3号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号及び第4号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号)、20の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第14条第3号)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条第1号)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第4号、5号、6号、7号、9号及び10号)、28の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号)、30の項、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号)、38の項、50の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4第1号)、53の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第27条第3号)、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号)、61の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条第1号及び第2号)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条第3号)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第1号)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第52条)、106の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第53条第1号、第2号及び第3号)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第4号及び第5号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号、第4号及び第5号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号及び第4号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第8号)、20の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第14条第3号)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条第1号)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第4号、5号、6号、7号、9号及び10号)、28の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号)、30の項、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号)、37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第23条第1号)、38の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号)、50の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第26条の4第1号)、53の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第27条第3号)、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号)、61の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条第1号及び第2号)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条第3号)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第1号)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第52条)、106の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第53条第1号、第2号及び第3号)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第4号及び第5号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 遠藤俊明	保護指導担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】(省略) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、116の項、119の項、120の項	【情報照会】(省略) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第2号)、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第8号)、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号)、116の項、120の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年12月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月9日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称)	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護の決定及び実施等に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)	1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 10 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 被保護者の健康の保持及び増進を図るため、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨等を行うこと。 9 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 10 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称)	新福祉総合情報システム(生活保護システム)、システム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(生活保護システム)、システム連携基盤、中間サーバー	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第3号、第4号及び第5号)、(略)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和1年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和1年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和3年11月9日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和5年3月27日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和5年3月27日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	重要な変更に応当しない項目の変更
令和5年3月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称)	生活保護の決定及び実施等に関する事務	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等に関する事務	事後	重要な変更に応当しない項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	右記を追記	12 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	事前	
令和5年3月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称)	福祉総合情報システム(生活保護システム)、システム連携基盤、中間サーバー	福祉総合情報システム(生活保護システム)、システム連携基盤、中間サーバー、生活保護等版レセプト管理クラウド、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2643 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2643 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、161の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和5年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	(省略) 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) 12 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	(省略) 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) 12 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和6年9月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和6年9月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅳリスク対策8. 手を介在させる作業 判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、5情報又は住所を含む4情報による照会を原則とすること。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	進学準備給付金	進学・就職準備給付金	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	I関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合情報システム(生活保護システム)	生活保護システム	事前	
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない